

**令和7年度市民税・県民税
給与所得等に係る
特別徴収のしおり**

諫早市 企画財務部 市民税課

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

TEL 0957-22-1500（内線3341～3347）

FAX 0957-24-5399

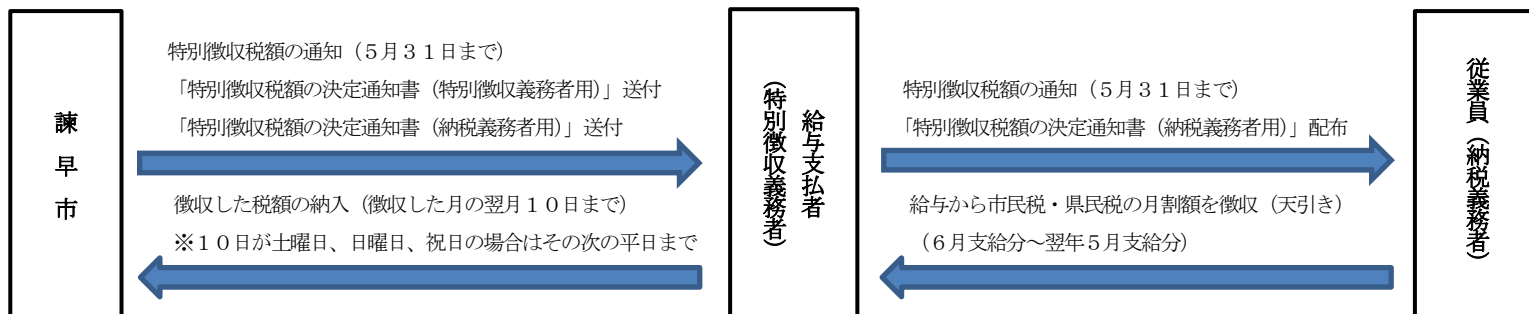
— 目 次 —

■特別徴収とは	P 1
■はじめにお願いしたいこと	P 2
■特別徴収税額の徴収と納入方法	P 3～4
■従業員の方が退職、転勤等したときの手続き	P 5～6
■その他	P 6
■記入例集	P 7～10
○退職して普通徴収の場合（個人で納付） … P 7	○退職者の残りの税額を一括徴収する場合 … P 8
○転勤・転職先で特別徴収を継続する場合 … P 9	○新たに雇用した方等を特別徴収とする場合 … P 10
■様式集	P 11～13
○従業員が退職（死亡・休職含む）・転勤・転職する場合 … P 11	
○新たに雇用した従業員を特別徴収する場合 … P 12	
○事業所の所在地・名称・電話番号が変更となった場合 … P 13	
■ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	P 14

■特別徴収とは

1 特別徴収のながれ

給与支払者（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同じように従業員（納税義務者）に毎月支払う給与から、市民税・県民税を徴収し（給与天引き）、まとめて納入していただく制度です。



2 特別徴収義務者の指定

毎年4月1日現在において給与の支払いをし、所得税の源泉徴収義務者である者を、地方税法及び諫早市税条例の規定に基づき、給与の支払いをする際に市民税・県民税を徴収し納入する義務のある者として市長が指定します。

3 納税義務者

市民税・県民税の特別徴収の対象となる納税義務者は、令和7年1月1日現在諫早市に住所を有する人で、令和6年中に給与所得があり、かつ、令和7年4月1日現在において給与の支払いを受けている方です。

4 特別徴収税額の通知

特別徴収の方法によって、市民税・県民税を徴収する場合には、決定した税額等を5月31日までに特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知します。

5 月割額の徴収と納入

各納税義務者の市民税・県民税の月割額を、6月から翌年5月まで毎月支払う給与から徴収し、翌月10日までに納入して下さい。

■はじめにお願いしたいこと

特別徴収が開始されたときには、以下の3つの書類の確認をお願いします。

① **給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）**

特別徴収税額の納付額（月割額）及び合計額を記載した通知書です。従業員（納税義務者）ごとの明細も記載しています。大切に保管してください。

— ご注意 —

既に退職している従業員の方など、特別徴収の対象でない人が決定通知書に記載されている場合は、「異動届出書」（記入例 P 7、8、9 参照）を直ちに提出してください。

② **給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）**

個々の従業員（納税義務者）の方の特別徴収税額等を記載した通知書です。

— ご注意 —

ミシン目に沿って切り離し、5月31日までに従業員（納税義務者）の方へ配布してください。プライバシー保護の観点から取り扱いにはご注意ください。

③ **納入書**

従業員（納税義務者）の方から徴収した月割額の合計額を金融機関で納入するための納入書です。（12か月分＋予備1枚）

■特別徴収税額の徴収と納入方法

1 特別徴収税額の徴収

「①給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に、特別徴収税額の納入額（月割額）及び合計額を記載しています。従業員（納税義務者）ごとの明細も記載していますので、税額等を確認のうえ、6月から翌年の5月まで毎月給与の支払いの際に徴収してください。

— ご注意 —

税額は、年度の途中に変更される場合があります。（従業員（納税義務者）の期限後申告、所得・所得控除の調査結果などによって）税額に変更があった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」を新たに送付しますので、変更後の月割額を徴収し、納入してください。

2 納入方法

従業員（納税義務者）の方から徴収した納入額（月割額）の合計額を毎月、左記の「③納入書」で納入してください。（☞P 4 参照）

3 納入期限

納入額（月割額）を徴収した月の翌月10日。ただし、10日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は、その次の平日となります。
（例：6月に支払った給与から、6月分の税額として徴収し、7月10日までに納入してください。）

4 納入場所

■次の金融機関の国内全店

十八親和銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、九州労働金庫、長崎県央農業協同組合、長崎西彼農業協同組合

■ゆうちょ銀行又は郵便局 ※

※沖縄県及び九州外のゆうちょ銀行又は郵便局で納入される場合は、「指定通知書」（☞P 14）が必要になります。

■次の金融機関の長崎県内全店

JFマリンバンク九州信漁連

■諫早市役所本庁、多良見支所、飯盛支所、森山支所、高来支所、小長井支所、大草出張所、伊木力出張所、田結出張所、小江深海出張所

5 納入書の書き方

退職・転勤・税額変更等により納入金額に変更がある場合は、納入金額(1)欄の金額を訂正し、納入金額(2)欄に正しい金額を記入してください。納入金額(1)欄に変更がない場合、納入金額(2)欄は記入不要です。

従業員の退職等により一括徴収した税額がある場合は、納入金額(1)欄を訂正し、納入金額(2)欄に右図のとおり給与分の税額との合計額を記入してください。

「退職手当等に係る市民税・県民税」がある場合に記入してください。

なお、その際には、納入済通知書の裏面にある「市民税県民税納入申告書」に必要事項を必ず記入してください(特別徴収義務者が個人事業主の場合☞P6参照)

		納入金額(1)		10000 円	
				2000	
納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)				
	退職 所得分				
	延滞金				
	督促 手数料				
合計額					

— 納入に関するご注意 —

- ① 領収証書、納入書、納入済通知書ともに必要事項を記入してください。書き方は裏面に記載しています。
- ② 納入書は、3片で1枚です。3片は切り離さないでください。
- ③ 納入書が不足したときは再発行しますので、債権管理課まで連絡してください。

6 納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所等は、申請の上、承認を受けた場合には、年2回に分けて特別徴収税額を納入することができます。

- ① 6月分～11月分までは、12月10日までに納入
- ② 12月分～5月分までは、6月10日までに納入

※申請手続きについては、市民税課へお問合せください。

7 納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて計算された延滞金が加算されます。また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

■従業員の方が退職・転勤等したときの手続き

1 6月1日から12月31日までに退職・休職等した方がいたら

(1) 未徴収税額（退職等により特別徴収できなくなった残りの月割額）の徴収方法

本人の申出により給与又は退職手当等から一括徴収して納入することができます。

一括徴収しない場合は、「**普通徴収**」という方法に切り替わり、本人に納付していただきます。（本人に通知書を送付します。）

※ 普通徴収の納期は6月、8月、10月、1月の4回となります。そのため、退職等の時期により1～4回に分けて納付していただくことになりますので、退職等される方にもあらかじめご説明ください。

(2) 手続き

その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「**異動届出書**」（記入例⇒P7、8参照）を提出してください。

2 翌年1月1日から4月30日までに退職・休職等した方がいたら

(1) 未徴収税額（退職等により特別徴収できなくなった残りの月割額）の徴収方法

本人の申し出の有無にかかわらず、給与又は退職手当等から一括徴収してください。（地方税法において義務付けられています。）

ただし、次の場合は、一括徴収する必要はありません。

① 再就職先で特別徴収を継続する場合

② 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない場合

③ 死亡による退職である場合（一括徴収不可）

(2) 手続き

その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「**異動届出書**」（記入例⇒P8参照）を提出してください。

— ご注意 —

「異動届出書」の提出が遅れると、給与支払者（特別徴収義務者）が市民税・県民税の滞納者となり督促状が通知され、滞納処分を受けることになります。また、税額変更や普通徴収への切り替えが遅れることで、従業員（納税義務者）の方に一度に多額の税負担が生じることになりますので、異動届出書の提出は期限を厳守してください。

3 転勤・転職をした方がいたら（特別徴収を継続）※元の勤務先が行う手続き

転勤・転職先（新勤務先）でも特別徴収を継続する場合は、転勤・転職先（新勤務先）へ徴収月及び月割額を連絡するとともに、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「異動届出書」（記入例⇒P9参照）を提出してください。

4 転勤・転職等をしてきた方がいたら（特別徴収を継続）※新しい勤務先が行う手続き

新しい勤務先で特別徴収を開始する場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」（記入例⇒P10参照）を提出してください。

■その他

1 特別徴収義務者に社名変更・移転などの異動があった場合

特別徴収義務者が社名変更や移転等をした場合には、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」（⇒P13）を提出してください。

2 ホームページからの様式印刷

各種届出書の様式は、諫早市ホームページから印刷できます。

<http://www.city.isahaya.nagasaki.jp> トップページ ⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 税関係 ⇒ 市・県民税

3 退職所得の分離課税

退職手当等に対する市民税・県民税については、納入済通知書の裏面にある「退職所得分の市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

特別徴収義務者が個人事業主の場合には、納入済通知書の裏面に印刷されている納入申告書の様式は、納入申告書としては使用せず、納入申告書は別の紙を用いて別途提出してください。その上で、表裏一体の様式の納入書の面（表面）のみを記載したものを金融機関等に提出していただき（裏面の納入申告書は記載しないでください）、別の紙の納入申告書（個人番号を含む必要な事項を記載いただいたもの）を郵送等により本市に提出してください。

※納入先は、退職者の退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において住所のある市町村です。

※退職手当等に対する税額計算方法等については諫早市ホームページをご参照ください。

退職して普通徴収 (個人で納付)の場合		新異動届出書		税額決定通知書に記載されている番号を記入してください。				
		〒123-0000 0県0市0町12番3号		特別徴収義務者 指 定 番 号 7123456	宛 名 番 号 1234567			
法人の場合は法人番号（13桁）、個人の場合は個人番号（12桁：マイナンバー）を記入してください。		マルバツショウジ(カ) O×商事(株)		担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名 電 話			
		9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6 一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		経理課 長崎 花子 (123) 45-XXXX 内線(67××)				
給 与 所	フリガナ	イサハヤ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名	諫早 太郎						
	生年月日	昭和62年 1月 1日						
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3						
	受給者番号	12	対象受給者の個人番号（12桁：マイナンバー）を記入してください。					
	異動後の 住 所	△県△市△町567番地 △△△マンション505号室	120.000 円	50.000 円	70.000 円	7 年 10 月 30 日	1 1. 退職・長 2. 転職・欠 3. 死 亡 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他 （事由・理由）	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）
新 しい 徴 収 先 者	1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指 定 番 号	届出日以降に税額の徴収予定がある場合、その金額も 含めて記入してください。			新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡をします。		
		所 在 地	〒	担 当 者 連 絡 先	属 氏 名	電 話	受 給 者 番 号	納入書の要否 (前掲の場合のみ記載)
		フリガナ						
		氏名又は名称						
理 由	2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		
				月 日	円			
理 由	3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄				

退職者の残りの税額を一括徴収する場合										異動届出書										年 度		①. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
令和7年11月9日提出										フリガナ マルバツショウジ (カ) 氏名又は名称 〇×商事(株) 個人番号又は法人番号 9876543219876										特別徴収義務者 指 定 番 号		7123456			
																				宛 名 番 号		1234567			
与支払者 義務者 氏名										フリガナ マルバツショウジ (カ) 氏名又は名称 〇×商事(株) 個人番号又は法人番号 9876543219876										担 連 当 絡 者 先		所 属 氏 名		経理課 長崎 花子	
																				電 話		(123) 45-XXXX 内線 (67XX)			
給 与 所 得 者	フリガナ		イサハヤ タロウ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由				異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名		諫早 太郎																						
	生年月日		昭和62年 1月 1日																						
	個人番号		123456789123																						
	受給者番号		12																						
1月1日 現在の住所		〇県〇市〇町1番23号 〇〇〇アパート101号室						6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	R7 年 10 月 30 日	1. 退職・長 2. 転職・欠 3. 死 亡 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合 併・解 散 7. そ の 他 （事由・理由）				2. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 （本人納付）										
異動後の 住 所		△県△市△町567番地 △△△マンション505号室																							
1. 特別徴収継続の場合										（新規） 法 人 番 号 〇6月1日～12月31日の異動 → 本人の申出により一括徴収 〇1月1日～4月30日の異動 → 申出に関わらず一括徴収 ※但し、死亡退職、特別徴収継続、5月31日までの間に支払われる給与等が未徴収税額以下のときは除く。										受 給 者 番 号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要					
2. 一括徴収の場合										徴収予定月日 11 月 20 日 徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 70,000										左記の一括徴収した税額は、 11 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。					
3. 普通徴収の場合										1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため										一括して納入する納付書の月を記入してください。 例：11月分（12月10日納期分）					

転勤・転職先で特別徴収を 継続する場合										異動届出書										年 度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
令和7年11月9日提出 義務者 別徴収 与支払者										〒123-0000 〇県〇市〇町12番3号										特別徴収義務者 指 定 番 号		7123456				
																				宛 名 番 号		1234567				
										フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号										マルバツショウジ (カ) 〇×商事(株) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6 一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載						
給 与 所 得 者	フリガナ		イサハヤ タロウ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由			異動後の未徴収 税額の徴収方法						
	氏 名		諫早 太郎																							
	生年月日		昭和62年 1月 1日																							
	個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3																							
	受給者番号		12																							
1月1日 現在の住所		〇県〇市〇町1番23号 〇〇〇アパート101号室																								
異動後の 住 所		△県△市△町567番地 △△△マンション505号室						120.000 円		50.000 円		70.000 円		R7 年 10 月 30 日		2 右から 番号を 記入 1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 事由・理由			1 右から 番号を 記入 1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)							

1. 特別徴収継続の場合																																															
新しい勤務先	特別徴収義務者 指 定 番 号	7654321			(新規)	法 人 番 号	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6	5	新しい勤務先へは、月割額 <u>10,000</u> 円を																											
	所 在 地	〒321-△△△△ △県△市△町123番地										担 当 者 連 絡 先	所 属	人事課										11	月分（翌月10日納入期限分）から																						
	フリガナ	カミルバツカンコウ											氏 名	大村 二郎											徴収し、納入するよう連絡済みです。																						
	氏名又は名称	(株)O×観光											電 話	456-78-△△△△ 内線(91△△)																																	
		受給者番号		1234																		入書の要否 （親の場合のみ記載）		☐	右から 番号を 記入					1. 必要 2. 不要																	
2. 一括徴収の場合																																															
理由	<input style="width: 40px; height: 40px;" type="checkbox"/>	新しい勤務先の情報を記入してください。 ※新しい勤務先と連絡済みの場合に限ります。																							徴収する月割額・徴収開始月を記入し てください。																						
	右から 番号を 記入																																														
3. 普通徴収の場合																																															
理由	<input style="width: 40px; height: 40px;" type="checkbox"/>	※市町村記入欄																																													
	右から 番号を 記入																								1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため																						

新たに雇用した方等を
特別徴収とする場合

令和 7 年度 特別徴収切替届出（依頼）書

諫 早 市 長 殿 令和 7 年 9 月 8 日	特別徴収義務者	住所又は所在地	△県△市△町123番地										特別徴収義務者 指 定 番 号	7654321	
		フリガナ	マルバツカンコウ										連絡者の係及び氏名並びに 電 話 番 号	係	人事課
		氏名又は名称	(株)〇×観光											氏名	大村 二郎
		法人番号	3	2	1	6	5	4	9	8	7	3		2	1

当事業所に転入した下記納税者から、市民税・県民税を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出があったので
申し出ます。

納 税 者			徴収開始月等	処理欄 ※記入しないでください
フリガナ	イサハヤ タロウ	生 年 月 日	① 普通徴収 <u>3</u> 期以降を ② <u>9</u> 月分 (<u>10</u> 月 <u>10</u> 日納期限分) から特別徴収します。 ③ 事前の電話連絡 (<u>要</u> ・ <u>不要</u>) →要の場合: <u>9</u> 月 <u>15</u> 日までに税額を連絡してください。	
氏 名	諫早 太郎	T・S・H <u>62</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日		
現 住 所	△県△市△町1番23号 □□□アパート101号室			
フリガナ		生 年 月 日	① 普通徴収 _____ 期以降を ② _____ 月分 (_____ 月 _____ 日納期限分) から特別徴収します。 ③ 事前の電話連絡 (<u>要</u> ・ <u>不要</u>) →要の場合: _____ 月 _____ 日までに税額を連絡してください。	
氏 名		T・S・H 年 月 日		
現 住 所				
フリガナ		生 年 月 日	① 普通徴収 _____ 期以降を ② _____ 月分 (_____ 月 _____ 日納期限分) から特別徴収します。 ③ 事前の電話連絡 (<u>要</u> ・ <u>不要</u>) →要の場合: _____ 月 _____ 日までに税額を連絡してください。	
氏 名		T・S・H 年 月 日		
現 住 所				

- 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は、特別徴収に切り替えることはできません。
※二重納付防止のため、本人が普通徴収分の納付書を持っている場合は、納期未到来の納付書を同封してください。
- 公的年金からの特別徴収の対象となっている公的年金所得に係る市民税・県民税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 兩年度
-----	--------	--------	--------

市町村長殿 令和 年 月 日提出			() 特別徴収 給与支払者 () 義務者	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
				フリガナ												宛 名 番 号				
				氏名又は名称												担連 当 絡 者 先	所 属			
				個人番号 又は法人番号																氏 名
														個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法			
	氏 名																			
	生年月日	年 月 日																		
	個人番号																			
	受給者番号											円	月から 月まで	月から 月まで	年 月 日	1. 退職・長 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)			
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住 所																				

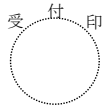
1. 特別徴収継続の場合																				新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)	法 人 番 号															月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒			担 当 者 連 絡 先	所 属											受給者番 号		☐ 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	
	フリガナ					氏 名															
	氏名又は名称					電 話	内線 ()											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			

2. 一括徴収の場合		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由	右から番号を記入 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月	日		円	

理由	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年6月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため □ 右から番号を記入	

記載要領

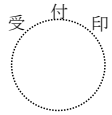
- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。



年度 特別徴収切替届出（依頼）書

諫 早 市 長 殿 年 月 日	特別徴収義務者	住所又は地											特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ											連絡者の係及び氏名並びに 電 話 番 号	係	
		氏名又は名称												氏名	
		法人番号													電話 () -
当事業所に転入した下記納税者から、市民税・県民税を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出があったので 申し出ます。															
納 税 者			徴収開始月等										処理欄 ※記入しないでください		
フリガナ		生 年 月 日	① 普通徴収_____期以降を ② _____月分（ _____月 _____日納期限分）から特別徴収します。 ③ 事前の電話連絡（ 要 ・ 不要 ） →要の場合： _____月 _____日までに税額を連絡してください。												
氏 名		T・S・H 年 月 日													
現 住 所															
フリガナ		生 年 月 日	① 普通徴収_____期以降を ② _____月分（ _____月 _____日納期限分）から特別徴収します。 ③ 事前の電話連絡（ 要 ・ 不要 ） →要の場合： _____月 _____日までに税額を連絡してください。												
氏 名		T・S・H 年 月 日													
現 住 所															
フリガナ		生 年 月 日	① 普通徴収_____期以降を ② _____月分（ _____月 _____日納期限分）から特別徴収します。 ③ 事前の電話連絡（ 要 ・ 不要 ） →要の場合： _____月 _____日までに税額を連絡してください。												
氏 名		T・S・H 年 月 日													
現 住 所															

- 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は、特別徴収に切り替えることはできません。
※二重納付防止のため、本人が普通徴収分の納付書を持っている場合は、納期未到来の納付書を同封してください。
- 公的年金からの特別徴収の対象となっている公的年金所得に係る市民税・県民税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。



特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

諫早市長殿 年 月 日	(特別徴収義務者 給与支払者)	住所又は地 所 在 地													特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏名又は名称													連絡者の係及び 氏名並びに電話 番 号	係	
		法 人 番 号															氏名
														電話	()	-	

事 項	変更前	変更後
フリガナ		
所 在 地 (住 所)		
フリガナ		
方 書 (ビル名・階数等)		
フリガナ		
名 称 (氏 名)		
電 話 番 号	()	()
変 更 年 月 日 及 び 変 更 事 由	変更年月日： 年 月 日 変更事由 ： 1 所在地移転 2 送付先変更 3 名称変更 4 合併 5 給与事務統合 ※4と5の場合、転勤の異動届出書も提出してください。	

※所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

※この変更届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

年 月 日

ゆうちょ銀行 店長様
郵便局長 様

諫 早 市 長
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税特別徴収税額の取扱店に指定しましたので通知します。

口座番号	01870-7-960015
加入者名	諫 早 市
取りまとめ局	ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター

◎この指定通知書は、特別徴収税額を沖縄県及び九州外のゆうちょ銀行又は郵便局において納入する場合、第1回の払込み時に必ず提出してください。なお、既にゆうちょ銀行又は郵便局を利用されている場合は、そのまま利用できますので、この通知書を提出する必要はありません。